

# 訪問看護利用料金一覧表

## 介護保険介護給付費

### 1.基本料金

訪問時間別料金	自己負担割合1割の方		自己負担割合2割の方		自己負担割合3割の方	
	訪問看護 (要介護1～5)	介護予防訪問看護 (要支援1～2)	訪問看護 (要介護1～5)	介護予防訪問看護 (要支援1～2)	訪問看護 (要介護1～5)	介護予防訪問看護 (要支援1～2)
訪看1 (訪問20分未満)	314円/回	303円/回	628円/回	606円/回	942円/回	909円/回
訪看2 (訪問20分以上30分未満)	471円/回	451円/回	942円/回	902円/回	1,413円/回	1,353円/回
訪看3 (訪問30分以上1時間未満)	823円/回	794円/回	1,646円/回	1,588円/回	2,469円/回	2,382円/回
訪看4 (1時間以上1時間30分未満)	1,128円/回	1,090円/回	2,256円/回	2,180円/回	3,384円/回	3,270円/回

### 2.加算料金

項目	内容	自己負担割合1割の方	自己負担割合2割の方	自己負担割合3割の方	
初回加算	過去2ヶ月間、当該訪問看護事業所から訪問看護（医療保険の訪問看護を含む）の提供を受けていない場合に病院、診療所等から退院した日に看護師が初回の指定訪問看護を行った場合	350円	700円	1,050円	
	過去2ヶ月間、当該訪問看護事業所から訪問看護（医療保険の訪問看護を含む）の提供を受けていない場合に病院、診療所等から退院した日の翌日以降に看護師が初回の指定訪問看護を行った場合	300円	600円	900円	
退院時共同指導加算	退院前に主治医やその他の従業者と共同して在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を提供した場合	600円	1,200円	1,800円	
緊急時訪問看護加算	利用者・家族等に対して24時間連絡体制にある場合(希望者のみ)	月1回	600円	1,200円	1,800円
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に計画的な管理を行った場合 (Ⅰ) 留置カテーテル・気管切開・胃瘻など (Ⅱ) 人工肛門・酸素療法・褥瘡(真皮を超える) など	(Ⅰ) 月1回	500円	1,000円	1,500円
		(Ⅱ) 月1回	250円	500円	750円
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合 ・悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法を行っている利用者 ・真皮を超える褥瘡の状態にある利用者 ・人工肛門又は人工膀胱を増設している者で管理が困難な利用者	月1回	250円	500円	750円
長時間訪問看護加算	特別管理加算の対象者に対する訪問時間が1時間30分を超えるとき	1回につき	300円	600円	900円
夜間・早朝加算 ※月の2回目より算定できる	夜間(18時～22時)または早朝(6時～8時)にサービスを提供した場合 基本料金の25%割増し ※月の2回目より算定できる	1回につき	訪看12 117円 訪看13 205円	訪看12 234円 訪看13 410円	訪看12 351円 訪看13 615円
深夜加算	深夜(22時～6時)にサービスを提供した場合	1回につき	訪看12 235円	訪看12 470円	訪看12 705円

※月の2回目より算定できる	基本料金の50%割り増し ※月の2回目より算定できる	1回につき	訪看   3 411円	訪看   3 822円	訪看   3 1,233円
複数名訪問加算	1人の看護師によるケアが困難なため、同時に2人の看護師が訪問看護を行うとき	1回につき	訪看   2 254円 訪看   3 402円	訪看   2 508円 訪看   3 804円	訪看   2 762円 訪看   3 1,206円
サービス提供体制強化加算 (1)	スタッフの経験年数があり、定期的に研修を受け、看護の質向上への取り組みを行っている	1回につき	6円	12円	18円
看護体制強化加算	医療ニーズの高い利用者への訪問体制が整っている	月1回	200円	400円	600円
ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを要介護者に対して行った場合（要支援者は対象外）		2,500円	5,000円	7,500円

### 3.その他（実費）

その他	死後の処置 17,000円
	要介護状態区分に応じた支給限度額を超えた場合、超えた費用は全額利用者負担となる。
交通費	高岡市以外 300円 1回につき
キャンセル料	利用者の都合により当日の利用を中止した場合、その1割の額を徴収する。 (利用者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではない)